

埼玉県医師会産業医会会則

第1条 本会は、埼玉県医師会産業医会と称する。

第2条 本会の事務所は、社団法人埼玉県医師会内に置き、その事務は埼玉県医師会事務局において処理する。

第3条 本会は、埼玉県医師会の会員で産業医及び産業医学の研究を希望する会員をもつて組織する。

第4条 本会は、次の事業を行う。

(1) 産業医会会員の研修

(2) 事業場における保健衛生の向上普及

(3) 会員相互及び事業場間の連繋並びに親睦

第5条 本会に入会を希望する者は、入会届（様式1）を会長に提出するものとする。

2 本会を退会する者は、退会届（様式2）を会長に提出するものとする。

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1人

副会長 4人

理事 若干名

監事 3人

第7条 役員は、総会の承認を得るものとする。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 理事は、各都市医師会より1人推薦を受けた者と、埼玉県医師会長の指名する者とする。
- 4 監事は、埼玉県医師会長の指名する者とする。

第8条 会長は、会務を総理し、本会を代表すると共に会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- 3 理事は、会務を分担する。
- 4 監事は、会務を監査する。

第9条 役員の任期は2年とし、その期間は埼玉県医師会役員と同じとする。

- 第10条 本会に顧問、参与を置くことができる。
- 2 顧問、参与は、役員会の議を得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問、参与の任期は、会長の任期とする。

第11条 本会は、労働衛生の向上発展のため専門委員会を置くことができる。

- 2 委員には正副会長のほか、次に掲げる者のうちから会長が指名する。

- (1) 埼玉県医師会員で選任産業医
 - (2) 埼玉県医師会員で労働衛生コンサルタント
 - (3) 会長が特に指名する者
- 3 委員会の主な役割
 - (1) 労働衛生調査研究

(2) 産業医便覧の編集

(3) 産業医研修会の企画運営

(4) その他労働衛生に関する学術的活動

- 4 委員の任期は2年とし、その期間は役員と同じとする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、会長がこれを指名する。
- 6 委員長は委員会を代表する。
- 7 委員長は、委員会を召集し、委員会の議長となる。
- 8 委員長は、委員会における調査研究・協議の経過及び結果を、会長に報告又は答申しなければならない。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第12条 定例総会は、毎年1回会長がこれを招集する。

- 2 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

(1) 収支決算に関する事項

(2) 事業計画及び収支予算に関する事項

(3) 会則の変更に関する事項

- 3 事業報告は、総会の承認を得なければならない。

第13条 臨時総会は、役員会の議決又は会員2分の1以上の要求があった場合に会長が招集する。

第14条 役員会は、会長が招集する。

2 次の事項は、役員会の議決を得なければならない。

(1) 総会に提案すべき事項

(2) 会務執行に関する事項

(3) 会長が特に必要と認める事項

第15条 議決は、すべて出席者の過半数をもってしなければならない。

第16条 本会の経費は、会費・寄付金・補助金、その他の収入をもってこれにあて、会費は毎年4月に徴収する。

第17条 本会の議決事項は、埼玉県医師会長に報告しなければならない。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(内規)

各監督署毎にブロック協議会を置く。

協議会の役員は、各都市医師会産業医担当理事をもって構成する。

監督署所在地の都市医師会産業医担当理事を当該監督署連絡係とする。

附 則

1. 昭和45年1月16日 施行

2. 昭和48年5月23日 一部改正

3. 昭和50年5月21日 一部改正

4. 昭和51年5月18日 一部改正

5. 昭和55年5月27日 一部改正

6. 昭和 60 年 5 月 21 日 一部改正

7. 平成 2 年 6 月 5 日 一部改正

8. 平成 6 年 5 月 31 日 一部改正

9. 平成 14 年 6 月 20 日 一部改正